デジタル簡易業務無線機貸出願

徳島県立産業観光交流センター 殿

主催者名	
責任者名	印

デジタル簡易業務無線機の貸出を受けたいため、下記のとおり願い出ます。

催	催事		名						
使	用	場	所						
借	受	期	間	令和3年	月	日() ~ 令和 3 年	月	日()
借	受	台	数	台					
借	受責	任者	名						

使用上の遵守事項

- (1) 借受責任者を定め、その者の良好な管理のもとで貸出機器を保管し、取り扱うこと。
- (2) 貸出機器を使用場所以外で使用しないこと。
- (3) 定められた期間内に使用料を納入すること。 1 催事 1 台 1,000 円(税込・4 日目まで)、5 日目以降は 1 日 1 台 200 円を加算
- (4) 貸出機器を亡失または故意に棄損した場合には、現品または施設長が相当と認める金額をもって、賠償すること。